

昨年引き続き

国民健康保険税限度額引き上げ

市議会刷新に向け 議会改革特別委員会を設置

平成28年
6月定例会
6月3日～17日

主な議案と質疑

筑後市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
(賛成17 原案可決)

地方税法施行令が改正されたことに伴い、基礎課税限度額52万円を54万円に、後期高齢者支援金等課税限度額17万円を19万円に引き上げ、国民健康保険税賦課限度額を89万円とするもの。

一方、軽減措置の拡大として、5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行うもの。

問 今回の改正による国保会計への影響は。

答 税額で537万円の増収を見込んでいる。国保会計は平成26、27年度累積で約1億6000万円の赤字となっており、今回の改正でこれを解決できるものではない。

問 他保険加入者でも退

6月定例会では、提案された14議案(意見書、選挙各1件含む)を原案どおり可決しました。
国民健康保険条例の改正では、軽減措置の拡大を図りながらも、賦課限度額がこれまでの85万円から89万円へ引き上げられました。また、北部地区(国立病院跡地)に建設が予定されている「防災拠点施設」の建設事業者が決定し、いよいよ本格的な工事が始まります。
最終日、議会提案により「議会改革特別委員会」が設置され、今後議員定数等、議会運営の課題が議論されていくことになります。

特別委員会を設置

筑後市議会改革特別委員会の設置について
(全員賛成 原案可決)

議会の機能を発揮させ、より市民の期待に応えられるよう、市議会の改革について検討するため、特別委員会を設置することを決定した。期間は来年6月議会までのおよそ1年間とする。

特別委員会では、①議員定数について②予算、決算の審査のあり方について③意見書、請願等の取り扱いについて④その他、議会運営に関する諸課題について議論していく。特別委員会メンバーは次の7人。

- (委員長) 大藪健介(副委員長) 矢加部茂晴(委員) 田中親彦、村上博昭、富安伸志、山下秀則、弥吉治一郎
- ※オブザーバーとして議長が参加。

平成28年度国保税の算定

区分		平成28年度	
医療給付	応能割合	所得割	7.9%
		資産割	5.0%
	応益割合	均等割	21,000円
		平等割	27,000円
限度額		540,000円	
後期高齢者支援金	応能割合	所得割	2.5%
		均等割	8,000円
	応益割合	平等割	6,000円
		限度額	190,000円
介護給付金(※1)	応能割合	所得割	2.1%
		資産割	9,000円
	応益割合	均等割	7,000円
		平等割	7,000円
限度額		160,000円	

(※1) 40～64歳(介護保険2号被保険者)がいる世帯に課税

問 国保税の算出には資産割(固定資産税の5%)が課税されている。資産割については、「今後廃止する方向である」と以前回答があつていますが、そのままである。固定資産税との二重負担感もあり、廃止している自治体も多い。県へ移行する前に廃止しないのか。

答 算定の方法や、一般財源からの補てん等は今後の課題であり、どうするかはまだ決定していません。

工事請負契約の締結について

(全員賛成 原案可決)

国立病院跡地(赤坂)に建設予定の、北部地区防災拠点施設建設工事について、条件付一般競争入札により契約の相手方が、安達建設(株)に決定したため、議会の議決を求めたもの。(筑後市では、条例により、1億5000万円以上の工事は、議会の議決が必要)

問 条件付一般競争入札の条件とは。

答 今回の条件は、指名願の提出があり、市内に本社機能を有し、特定建設業の許可を得ていて、経営審査評点750点以上の事業者としている。

問 どのくらいの業者が該当するのか。

答 市内で12社の該当の内、7社が入札参加の意思があり、最終的には5社から入札書の提出があつた。



筑後市議会刷新へ

意見書案1件

教育予算の確保と充実を求める意見書
(全員賛成 原案可決)

意見書は、関係大臣等へ送付。

花宗用水組合 議会議員補欠選挙

議員欠員に伴う補欠選挙(指名推薦による)が行われ、與田誠治氏(野町)が当選した。

臨時会を開催(5月26日)

臨時会では「平成28年度筑後市国民健康保険特

別会計補正予算(第1号)と「筑後市税条例等の一部を改正する条例制定」についての専決処分の承認」の2件を可決した。

脱線防止万ードの早急な設置を求める決議

また臨時会では、議員提案による「九州新幹線に脱線防止ガード等の早急な設置を求める決議」について、全会一致で可決した。この決議は、熊本地震により九州新幹線の回送列車が脱線したことを受け、超高速で走行する新幹線の事故から、乗客や沿線住民を守るために提案されたもの。

現在、九州新幹線での脱線防止ガードの設置は1割にも満たないことから、早急な設置を求める内容。県南の九州新幹線沿線自治体とJR九州に対し通知した。
※意見書と決議の違いは11ページで説明